

国際連合（国連）宣言と
『平和の文化』に対する行動計画

United Nations declaration and
Programme of Action on a Culture of Peace

【日本語訳】

国際連合（国連）宣言と 『平和の文化』に対する行動計画

United Nations declaration and
Programme of Action on a Culture of Peace

1999 年 9 月 13 日の国連総会にて、A/RES/53/243
決議として、全会一致で承認された。

A

『平和の文化』に対する宣言

国連総会は、
国連憲章とそれに含まれる目的と原則を想起し、
国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）憲章に述べられている “ 戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない ” ことを心に留め、
その上、世界人権宣言とそれに付随する国連機関の国際文書の存在を意識し、平和は単に争いがないということだけでなく、話し合いが促進され、活動的で明確な参画の過程の下で相互理解と協力の精神に則って争いが解決されることを認識し、
また、冷戦の終結が『平和の文化』を強固なものとし、世界中に広がる可能性となったことを忘れない。
世界中のあらゆる場所で絶え間なく蔓延する暴力と争いに強い懸念を示し、
人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的または異なる意見、国籍、民族または社会的起源、財産、障がい、出生やその他の事情などを根底とした、あらゆる差別や不寛容を排除する必要性を認識し、1997年11月20日の52/15決議で、2000年は “ 『平和の文化』国際年 ” と公表し、1998年11月10日の53/25決議では、2001年から2010年の期間を “ 世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年 ” と宣言したことを記憶に留め、

ユネスコが『平和の文化』の促進に重要な役割を担い続けることを受けとめ、
『平和と文化』に対する本宣言が政府、国際機関、そして市民社会がより良い時代へと自らを導くため、活動の規定において『平和の文化』を強く促進することを、厳粛に宣言する。

第 1 条

『平和の文化』は、人が営みを送る上での行動の指針である一連の信条、心構え、慣例や方法であり、

- (a) 教育、対話、協力を通じた非暴力の促進と実施による、暴力の終焉と生命を尊ぶ。
- (b) 国連憲章や国際法に従い、全ての国々の国内司法権の根底にある、主権、領土保全や不干渉及び国家の自立の原則を尊重する。
- (c) 基本的自由と全ての人権の促進を尊重する。
- (d) 紛争の平和的解決に参画する。
- (e) 現在と未来の世代に対し、必要な開発と環境のニーズに応える。
- (f) 発展の権利の推奨を尊重する。
- (g) 男女に対する平等の権利と機会均等を促進し、尊重する。
- (h) すべての人々の自由な表現、意見、情報の発信を促進し、尊重する。

(i) 自由、正義、民主主義、寛容性、結束、協力、多元主義、文化的多様性、対話、またあらゆる社会的階層と国家間の理解の原則を強く信じ、これを支持する。

そしてこれらの基盤の上に、平和へ導くことを可能とする国内及び国際環境が養われる。

第2条

『平和の文化』の十分な発展は、信条、心構え、人が営みを送る上での行動の指針が個人、集団、そして国民の間で実施されることで、平和が促進される。

第3条

『平和の文化』の十分な発展は、一体的につながり合い、

(a) 紛争の平和的解決、相互の尊重と理解、そして国際協力を促進する。

(b) 国連憲章と国際法の下に、国際義務に応じる。

(c) 民主主義、発展、そして普遍的な国際尊重を促進させ、すべての人の権利と自由を遵守する。

(d) あらゆる階層の人々への対話と交渉、考えの総意と、相違点がある場合には平和的解決の能力の向上を可能にする。

(e) 民主制度を強化し、発展の過程のすべての参画を確保する。

(f) 貧困や教育の機会の不足を根絶し、国内及び国家間の不平等を解消する。

(g) 持続可能な経済と社会的発展を促進する。

(h) すべての意思決定の段階において、女性のエンパワメントと平等な表現を通じ、あらゆる形の女性に対する差別を除く。

(i) 子どもの権利の促進と保護の確保を尊重する。

(j) すべての段階において、情報への自由な情報の流れと、アクセスの確保を高める。

(k) 行政における、透明性と責任能力を高める。

(l) すべての形の人種差別、排外思想やそれに通じる不寛容を取り除く。

(m) すべての文明、人々と民族、宗教、そして言語的少数者を含む文化間の、理解、寛容、結束を向上させる。

(n) 国連憲章と人権に関する国際規約に具体化され、1960年12月14日の国連総会の1514(XV)決議で採択された植民地独立付与宣言と同様に、民族自決のために植民地やその他の異民族の支配や外国からの占領の形態の下に住む、すべての人の権利を最大限実現させる。

第4条

すべての段階における教育は、『平和の文化』の構築の上で重要な意味を持っている一つである。この背景として、特に人権教育が重要である。

第5条

政府は、『平和の文化』の促進と強化において、欠くことのできない役割を持っている。

第6条

市民社会は、『平和の文化』の十分な発展において、十分な参画の必要がある。

第7条

メディアの教育的で知的な役割は、『平和の文化』の促進に寄与する。

第8条

『平和の文化』の促進において重要な役割は、両親、教師、政治家、ジャーナリスト、宗教組織及び団体、有識者、科学や哲学及び創作などの芸術活動に従事する者、健康と人道活動を行う者、ソーシャルワーカー、非政府組織と同様にすべてのレベルにおける管理職クラスが担っている。

第9条

国連は『平和の文化』を促進し強化し、世界中に広めるため、引き続き重大な役割を担い続ける。

B

『平和の文化に関する行動計画』

国連総会は、

1999年9月13日に採択された「平和の文化に関する宣言」を受け、2001年から2010年を「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」と宣言した1998年11月10日の53/25決議と、2000年を「平和の文化国際年」とした1997年11月20日の52/15決議を想起し、平和の文化に関する以下の行動計画を採択する。

A. 目的、方針と主要な担い手（アクター）

1. 行動計画は「平和の文化国際」「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」のための基礎を提供するものでなければならない。
2. 国連加盟国は、地域的ならびに国際的なレベルだけでなく、国内的なレベルにおいて、平和の文化を促進する行動をとることが求められる。
3. 市民社会は、地域や地方や全国それぞれのレベルで、『平和の文化の活動領域を広げなければならない。

4. 国連組織は、『平和の文化』を促進するために現在継続している努力を一層強化しなければならない。

5. ユネスコは平和の文化を促進するために引き続き重要な役割を果たし、中心的な貢献をしなければならない。

6. 『平和の文化』のために、「宣言」に述べられたアクターたちの協力関係が、地球的な運動のために奨励され、強められなければならない。

7. 『平和の文化』は情報の共有によって促進されるものであり、アクターたちの主体的な活動が必要である。

8. 「行動計画」の効果的な実現のために、関連する政府や各種団体、ならびに個人により、財源を含む様々な資源が動員される必要がある。

B. 圈内、地域、そして国際レベルで、 全てのアクターの行動を強化すること

9. 教育を通じて『平和の文化』を育む行動

(a) 人間的、社会的、そして経済的な発達という視点をもち、また『平和の文化』を促進するという視点で、「すべての人に教育を」という目標を実現するために、国内的あるいは国際的な努力をより活性化すること。

- (b) 人間の尊厳を尊重するような精神、寛容と非差別の精神をもって、あらゆる争いを平和的に解決することを保障し、価値観の形成、態度、行動の様式ならびに生き方を、子どもたちが早い時期から身につけるような教育を進めること。
- (c) 平和の文化の価値と目標が身につく行動に子どもたちを参加させること。
- (d) 女性、とくに少女たちへの教育の機会の平等を保障すること。
- (e) ユネスコが協力をした 1995 年の「平和、人権、民主主義に関する行動要綱」を心に留め、教科書を含めた教育課程の改訂を促進すること。
- (f) 対話と合意の形成を促進する教育と訓練をはじめ、『平和の文化』に役立つ価値や技能を発達させることをめざしている「宣言」に位置づけられたアクターたち、とりわけユネスコの努力をはげまし、強化すること。
- (g) 紛争後の平和構築とともに、紛争の予防、危機管理、対立の平和的解決において、適切な訓練と教育をめざしている国連機関の現在取り組んでいる活動を強めること。
- (h) 国連大学、平和大学および国連姉妹大学の計画、あるいはユネスコの大学講座計画をはじめ、世界のあらゆる地域における高等教育組織によって行われる『平和の文化』促進の主体的な取り組みを拡大すること。

10. 持続可能な経済的および社会的発展を促進する行動

- (a) 国際的な協調をふまえ、国内的ならびに国際的活動によって、貧困を根絶するという適切な方策と合意された目標を基礎とする、総合的な行動を進めること。
- (b) 各国における経済的、社会的不平等を軽減することをめざした政策や計画を具体化する努力を、国際的な協力を通じて強めること。
- (c) 途上国の対外債務や債務返済問題に対して、効果的且つ公正で開発を志向し持続性のある解決法を、債務軽減によって促進すること。
- (d) 持続可能で安全な食糧の確保に関する国家的な方策を実現するために、あらゆるレベルの行動を強化すること。たとえば、国際協調を通じた債務軽減から資源を生み出し、あらゆる資源の分配と利用を、積極的且つもっとも効果的に進める行動を発達させることを含む。
- (e) 開発の過程が参加型であり、すべての人びとが開発の計画に参加することを保障するさらなる努力を行うこと。
- (f) ジェンダーに基づくものの見方と、女性と少女のエンパワメントをすることは開発の過程の大切な一部であること。
- (g) 発展の方針において、特別な要求を持っている人びとと同じように、女性や子どもたちの要求に焦点をあてた特別な対策が含まれること。
- (h) 紛争後の状況における開発の援助のため、紛争に関わるすべての人を含めて、社会復帰、再統合、そして和解の過程を強化すること。

(i) 天然資源の保全と再生を含め、持続可能な環境を確かなものとするための開発方針や計画を高めること。

(j) 自己決定の権利を実現する上での障害を取り除くこと——とくに植民地、あるいはその他のかたちでの外国の支配・占領、社会的経済的な発展に影響を与えている外国の占領下に生活している人びとの障害を取り除くこと。

11. あらゆる人権の尊重を促進する行動

(a) 「ウィーン宣言と行動計画」を実施すること。

(b) あらゆる人権を促進し、擁護するための国内的な行動計画の発展を奨励すること。

(c) 国の人権擁護機関をはじめとした人権の分野において、国内の組織と力量を強めること。

(d) 「開発の権利に関する宣言」と「ウィーン宣言と行動計画」で確立されたように、開発への権利を自覚し実施すること。

(e) 「人権教育のための国連 10 年」(1995 -2004 年) の目標を達成すること。

(f) 「世界人権宣言」をあらゆるレベルで普及し、促進すること。

(g) 1993 年 12 月 20 日の国連総会決議 48/141 で確立された、国連人権高等弁務官の権限と、その後の諸決議・諸決定で決められた責任による活動をさらにより強く支持すること。

12. 女性と男性の平等を保障する行動

- (a) あらゆる国際文書の適用にあたり、ジェンダーの視点を貫くこと。
- (b) 女性と男性の平等を促進する国際文書をさらに実現すること。
- (c) 第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」の、適切な財源と政治的決意をもって実施すること。とりわけ、国内行動計画を練りあげ、実施し、徹底しなければならない。
- (d) 経済的、社会的、そして政治的意志決定において女性と男性の平等を促進すること。
- (e) 女性に対するあらゆる形態の差別と暴力をなくすために、国連組織内の関連部局による活動をさらに強めること。
- (f) 家庭、職場、そして武力紛争時を含めた、あらゆる形態の暴力の犠牲になっている女性への援助と支援の対策を講じること。

13. 民主主義的な参加を促進する行動

- (a) 民主主義の原則と実践を促進する、あらゆる行動を強化すること。
- (b) 学校教育・社会教育・家庭教育などのあらゆる学習現場において、民主主義の原則と実践を強調すること。
- (c) 民主主義を発展・維持させる国内組織と過程の強化と確立をはかること。特に公務員の訓練と力量形成が重要である。

(d) 関係する諸国家の要請と、国連の指針に基づく、選挙の協力の準備によって、民主主義的な参加を強化すること。

(e) テロリズム、組織犯罪、汚職・腐敗、不法な薬物の製造・密売・使用、マネーロンダリング（不正資金浄化）と戦うこと。それらは民主主義の土台を崩し、平和の文化の十分な発展を遅らせるからである。

14. 相互理解、寛容、連帯を促進する行動

(a) 1995 年の「国連寛容の年」の「寛容の原則に関する宣言と行動実施計画」を実行すること。

(b) 2001 年の「国連文明間の対話年」に関連する活動を支援すること。

(c) 地域固有あるいは先住民による対立の決着と寛容促進の実践と伝統から学ぶという目的で、さらに研究すること。

(d) 社会全体、とりわけ弱い立場の人びととの相互理解、寛容、連帯を強める行動を支援すること。

(e) 「世界の先住民の国際 10 年」の目標の達成をさらに支援すること。

(f) 難民や避難民の自発的な帰還や社会的な統合を促進する目的を心にとめて、彼らとの寛容や連帯を促進する活動を支援すること。

(g) 移住者との寛容や連帯を促進する活動を支援すること。

- (h) とりわけ新しい技術の適切な使用と情報の普及を通じ、すべて人びとのより深い理解、寛容、協力を促進すること。
- (i) 人びとと、国内および国家間の相互理解、寛容、連帯、協力を促進する行動を支援すること。

15. 参加型のコミュニケーションと情報や知識の自由な流れを支える行動

- (a) 平和の文化を促進する重要な役割を持つメディアを支持すること。
- (b) 報道の自由およびコミュニケーションの自由を保障すること。
- (c) 国連や地域、国内、地方機構を含め、『平和の文化』に関する情報の宣伝と普及のために、メディアを効果的に利用すること。
- (d) 様々なコミュニティが思いを表明し、意志決定に参加することを可能にするマスコミを育てること。
- (e) 新しいコミュニケーション技術、とりわけインターネットを含めたメディアのなかでの暴力問題への措置を講じること。
- (f) インターネットを含めた新しい情報技術についての情報共有を促進する努力をさらに進めること。

16. 国際平和と安全を促進する行動

(a) 軍縮の分野における、国連によって確立された優先順位を考慮しつつ、厳密で効果的な国際的なコントロールのもとに、全般的完全軍縮（軍備撤廃）を進めること。

(b) 平和の文化を推進するにあたり、世界各国で取り組まれ、適切に描かれている「軍事から民事への転換」の努力に学ぶこと。

(c) 戦争による領土の獲得に対する不承認と、世界中のあらゆるところで働く正義に基づく恒久的な平和の必要性を強調すること。

(d) 交渉によって平和的な解決を導くために、信頼を育む取り組みと努力を励ますこと。

(e) 不法な小火器や軽武器を製造・売買をさせないための措置をとること。

(f) 紛争後の状況から起こる具体的な問題に対し、国内的、地域的、国際的なレベルで自発的、積極的な構想とその実行を支えること。例えば、軍隊の解体、戦闘員の社会復帰、難民や避難民の帰還、武器回収プログラム、情報交換、信頼構築などがある。

(g) 国際法や国連憲章の精神に反するような一方的な措置を押さえ、抑制すること。一方的措置とは、当事国に住む人びと、とりわけ女性や子どもたちの経済的、社会的発達を遅らせるような措置であり、人びとの幸福を損ない、人権

の享受を妨げる。その人権は、すべての人が持つ権利であり、健康な生活のための最低基準の権利、及び食料や医療や必要な社会サービスを受ける権利である。食料や医療の提供が政治的な圧力として使われてはならない

(h) 国際法や国連憲章の精神である、国家の政治的な独立や領土の保全に反する、軍事的、政治的、経済的、あるいはその他いかなる形態の弾圧も、これを認めないこと。

(i) 制裁措置の民衆への影響をできるだけ小さくするという観点から、制裁における人道的に問題のある影響、とくに女性や子どもへの影響について、適切な配慮をするように勧告すること。

(j) 紛争の予防と解決に、女性のより開かれた参加と活躍を進めること。紛争後の『平和の文化』を進める行動のなかでは特に必要である。

(k) 紛争状態において、予防注射の促進と薬の配布キャンペーンのための休戦日、人道的な物資供給・配布を保障する安全な通路、病院や診療所などの健康や医療の施設の役割を尊重する安全な聖域などのような、積極的、主体的な構想とその実行を推進すること。

(l) 国連や関連する地域機構及び国連加盟国のスタッフに対し、紛争の理解、予防と解決のための技法のトレーニングを、要請があった適切な場合に推進すること。

1999 年 9 月 13 日 A/RES/53/243 国連総会決議

<引用・参考資料>

1. 国連総会決議 217A (Ⅲ)

2. 国連総会決議 2200 (XXI) 別紙

3. 第 28 回国際連合教育科学文化機関総会

1995 年 10 月 25 日～ 11 月 16 日開催

Vol.1:Resolution, resolution 5.4, 別紙

4.A/CONF.157/24(Part1), chap.Ⅲ

5.Resolution 41/128, 別紙

6.A/49/261-E/1994/110/Add.1,annex

7. 第 4 回世界女性会議の報告書

1995 年 9 月 4 日～ 15 日開催（国連広報紙 No.E.96.IV.13）第 1 章、第 1 条、別紙Ⅱ

<翻訳引用・参考資料>

1. 文部科学省 日本ユネスコ国内委員会 “国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）／ The Constitution of UNESCO” の前文を引用、2019 年 6 月 17 日閲覧、
www.mext.go.jp/unesco/009/001.htm

2. 暴力の文化から平和の文化へ（21 世紀への国連・ユネスコ提言）

国連総会決議「平和の文化に関する行動計画」

平和の文化をきずく会編